

農地法第18条第6項の規定による通知について

倉敷市農業委員会

1 農地の賃貸借の解約等の通知（農地法第18条第6項）について

農地の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第1項ただし書（下記 許可を要しない場合）の規定により同項の許可を要しないで行なわれた場合には、農業委員会にその旨を通知する必要があります。

なおこの通知は賃貸借の解約申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知をした日の翌日から起算して30日以内に所定事項を記載した通知書でなければなりません。

2 農地法第18条第1項ただし書に規定される許可を要しない場合とは

- (1) 合意による解約が、その解約によって農地を引き渡すこととなる期限前6箇月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものに基づいて行なわれる場合
- (2) 民事調停法による農事調停によって行なわれる場合
- (3) 賃貸借の更新をしない旨の通知が、10年以上の期間の定めのある賃貸借又は水田裏作を目的とする賃貸借につき行なわれる場合

等

農地法第18条第6項の規定による通知に必要なもの

- 1 農地法第18条第6項の規定による通知書【様式】
- 2 通知にかかる土地の登記簿謄本（全部事項証明書に限ります。オンライン申請システムを利用した登記事項証明書は添付できません。）
- 3 賃貸借契約書の写し（契約書がある場合）
- 4 賃貸借合意解約書【様式】（土地の引き渡し前6箇月以内に成立した合意解約で、その旨が書面に基づいて行われる場合に限る）
- 5 民事調停法による農事調停に基づいて行われる場合は、農事調停の調書の謄本
- 6 賃貸借の解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新しない旨の通知が、法第18条第1項第1号に該当して、同項の許可を要しないで行われた場合には信託契約書の写し
- 7 その他参考となるべき書類
- 8 委任状（行政書士に通知にかかる権限等を委任する場合）

記載事項等に問題がある時は通知を受理できない場合があります。

〔お問い合わせは〕 倉敷市農業委員会 本 庁 事 務 局 086-426-3895
児 島 駐 在 086-473-4374
玉 島 駐 在 086-522-8126
真 備 駐 在 086-698-5042
庄支所産業建設係 086-462-1212
茶屋町支所産業建設係 086-428-0001
船穂支所産業係 086-552-5110